

税務Q&A



コロナ禍の影響により業績が悪化した場合に行う役員給与の減額

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 金谷 比呂史

(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



当社は、観光業を営んでいるところ、今般のコロナ禍の影響により、外国人及び他都道府県からの観光客が激減しています。

そこで、役員給与の減額を考えているのですが、法人税の取扱いでは、年度の途中で役員給与を減額すると、損金算入できないことがあると聞きました。

当社のような場合でも、損金算入できなくなるのでしょうか。



貴社の場合、損金算入できると考えられます。

1. コロナに水害…今年は異例尽くで、嫌になりますよね。

そんな困難な状況下において、何とか経営を存続させようと懸命に努力をされておられる経営者の方々には、心から敬意を表します。

ご存じのとおり、日本では、解雇は容易でない上、国交省が、不動産関連業界に対し賃料の減免や支払の猶予を要請しても、家主さんが減免、猶予に応じてくれるかは交渉次第です。

このように、固定費を削減しようとしても限界がある中、手を付けられる経費節減の代表格が役員給与です。

それでは、こんな異常な状況下での精一杯の努力も、法人税の取扱い上では損金不算入という形で否定されるのか、というと、さすがにそんなことはありません。

2. 腸ねん転のような法の建付け

(1)原則論：費用性の支出

そもそも、役員給与は、収益を獲得するための費用性ある支出ですから、理屈の上では、(費用性が認められる限り)損金算入できるはずです。

(2)例外：役員給与の損金不算入

そうであるにもかかわらず、法が、役員給与につき、気前よく損金算入を認めていない理由は、経費削減の調整弁としても使用されることがから分かります。使用人給与とは異なって、法人が自由に額を決定できるからです。気前よく役員給与の損金算入を認めてしまうと、法人所得を自由に操作して法人税を圧縮することを認めることになるではないか、との懸念が国にあるのです。

(3)例外の例外：定期同額給与

上記のような懸念から、役員給与は、一定の類型に該当する場合にのみ、損金算入できる扱いになっています。この損金算入ができる一定の類型の一つが、定期同額給与です。

定期同額給与とは、支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与で、各支給時期における支給額が同額であるものを言います。つまり、経営者の皆さんが毎月同額で受け取っていた役員給与は、この定期同額給与に当たるという理由で、これまで損金算入できていたのです。

もっとも、定期同額給与の額を年度途中で変えた場合でも損金算入を無制限に認めるとしてしまうと、利益が出そうと分かった時点で役員給与の額を上げてしまえば、結局、前記(2)で懸念していた法人所得の操作が可能になってしまいます。このような理由で、年度途中の額の変更の場合には、損金算入を認めていません。

(4)例外の例外の例外：業績悪化改定事由

もちろん、年度途中の額の変更の場合、損金算入を一切認めないとすると、事情によっては、かなり酷です。

そこで、年度途中で額を変更しても損金算入を認めよう、という一定の事情の一つとして、業績悪化改定事由を定めています。

3. ここまで前置きを長々と述べてきたのは、法が、法人所得を自由に操作することを病的なまでに懸念している、ということをご説明したかったからです。

今までの説明を前提にすれば、業績悪化改定事由には、一時的な資金繰りの悪化、単なる業績目標値の不達などの個別的・主観的な事情は含まれず、経営状況・環境の著しい悪化といった一般的・客観的な事情を指す、ということがご理解いただけたと思います。

4. 今般のコロナ禍というのは、観光業一般にとって、経営状況・環境を著しく悪化させる客観的なものであることから、業績悪化改定事由に該当し、貴社が、年度途中で役員給与を減額しても、損金算入はできるものと考えられます。

もっとも、業種ごとにコロナ禍が経営に与える影響は様々です。法の趣旨から、個別に判断すべき業種もありますので、お早めに税理士等にご相談ください。